

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

社 食協株式会社				登録検査機関の名称	
追加			住所	変更の内容	変更のあった農産物検査員
神垣 儀	廣石 祐介	溝上 剛一	青山 雅哉	氏名	
号 木 三 丁 目 三 番 三 七 号 廣 島 市 安 佐 南 区 八	七 号 崎 二 丁 目 一 三 番 一 号 廣 島 市 南 区 段 原 山	号 五 丁 目 一 五 番 二 二 号 安 芸 郡 熊 野 町 新 宮	院 町 七 九 〇 番 四 号 愛 媛 県 松 山 市 北 斎	住 所	
玄米	玄米	玄米	玄米	農産物検査を行う農産物の種類	
〇 日 年 三 月 二 〇 平 成 三 〇	〇 日 年 三 月 二 〇 平 成 三 〇	〇 日 年 三 月 二 〇 平 成 三 〇	〇 日 年 三 月 二 〇 平 成 三 〇	変更年月日	